

2017年10月3日
全国港湾 17号発第19号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長（委員長）

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全国港湾安全対策委員会
対策委員長 柏木 公廣

ツイストロック方式コンテナ荷役機器に係る安全点検の再指示について

9月29日開催された労使政策委員会において、日本港運協会は8月1日付にて上記議題に関する安全点検内部文書を発信していることを受け、全国港湾は7月18日付指示文書におけるサイドリフターの点検のみならず、ツイストロック方式の機器全体の点検を行うことを要請し、全国港湾はあらためて調査指示をすることを確認した。

については、各単組・各地区港湾は下記の取り組みを実施されるよう指示する。

記

1. 各地区港湾は次の内容の取り組みを行うよう指示する。
 - (1) 当該地区の業側安全専門委員と協議の上、ツイストロック方式のすべてのコンテナ機器を対象に安全装置が正しく作動するか、緊急点検を実施すること。
 - (2) 緊急点検の結果、機器に不具合が発見された場合、不具合に関する情報を詳細に報告すること。なお、統一的書面にこだわらず、メーカー名、型式、年式、具体的不具合状況を記載し、全国港湾安全対策委員会へ報告すること。
 - (3) 上記不具合状況が発見された場合、改善措置が行われた後、不具合箇所の改善を労使確認されるまで、使用を禁止すること。
 - (4) その他、不明な点等あれば全国港湾安全対策委員会まで連絡されたい。
2. 各単組は次の内容の取り組みを行うよう指示する。
 - (1) 本指示について縦指示を取り組むこと。
 - (2) その他、不明な点等あれば全国港湾安全対策委員会まで連絡されたい。

以上

〈添付〉・平成29年8月1日付、日本港運協会中央安全専門委員会発信
「港湾荷役機器に係る安全点検の徹底について」
・平成29年6月7日付、港湾貨物運送事業労働災害防止協会発信
「会員外死亡災害情報」